

地方税制改正について

平成17年度の税制改正で、平成18年度から適用となるものについて、主な改正点をお知らせします。

個人住民税

定率減税の見直し

改正後	現 行
所得割額から7.5%相当額（上限2万円）を控除	所得割額から15%相当額（上限4万円）を控除

※平成17年1月1日以降の所得に対して適用され、平成18年度以降の課税額に反映されません。

非課税措置の見直し

年齢65歳以上の方のうち平成17年中の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

※平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方の経過措置

平成19年度分	平成18年度分
所得割及び均等割の税額の1/3を減額	所得割及び均等割の税額の2/3を減額

公的年金等控除

公的年金のうち、年齢65歳以上の方の控除額が見直され、120万円になります（老年者特別加算）。
※この場合65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの方です。

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
330万円未満	1,200,000円
330万円以上 410万円未満	収入金額×25% +375,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×15% +785,000円
770万円以上	収入金額×5% +1,555,000円

老年者控除

年齢65歳以上でかつ所得金額が1千円以下の方の控除が廃止されます。（課税所得金額からの48万円の控除が廃止されます。）

※この場合65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの方です。

※平成17年1月1日以降の所得に対して適用され、平成18年度以降の課税額に反映されません。

平成17年度以降適用になっているもの

個人住民税の均等割の見直し

個人住民税の納税義務がある夫と生計同一の妻に対する非課税措置が段階的に廃止され、所得金額が一定金額を超える方に均等割が課税されます。

※一定の金額とは、所得で28万円（給与収入で93万円）です。

生計同一の妻の均等割	平成17年度	平成18年度以降
市民税	1,500円	3,000円
県民税	500円	1,000円
合計	2,000円	4,000円

個人住民税の配偶者特別控除上乘せ部分の廃止

○配偶者特別控除

控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除が廃止されます。

※平成16年1月1日以降の所得に対

して適用され、平成17年度以降の課税額に反映されています。

パート（給与）収入の場合 （前年の合計所得金額）		配偶者に適用される所得控除			
		配偶者控除		配偶者特別控除	
		市県民税	所得税	市県民税	所得税
年 収	103万円以下（38万円）	○		× ※H17年度より	×
	103万円超141万円未満 （38万超76万円未満）		×	○	
	141万円以上 （76万円以上）		×	×	

○→控除が受けられます。 ×→控除は受けられません。